

～ 国際研修 ～

国際協力人材育成研修（第3回）

国際協力部教官

中 村 憲 一

法務省が初めて法整備支援に関わるようになったのは1994年のことであり、最初の被支援国はベトナムであった。その後、被支援国の数は増加し、また、求められる支援内容も多岐にわたるようになったことから、2001年4月、法務総合研究所に国際協力部が設置された。このように法整備支援の内容が拡大し複雑化する中、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援を適切に推進していくためには、これに携わる人材、特に被支援国に派遣されて長期専門家としての業務に従事する人材を育成する必要がある。

その一方で、法整備支援は、法曹関係者や政府関係者、学界においてもなお周知されていないと、法務・検察職員で法整備支援に関心を持つ者でも、その実態を知ることは容易ではない。

そこで、こうした職員を研修員として国際協力部に迎え、法整備支援に関する講義を受けさせた上、開発途上国における法整備支援プロジェクトの現場を直接見聞させるのが、本研修である。

本研修では、研修員が、我が国の法整備支援の実際を理解し、将来長期専門家として活動する場合に必要な法整備支援に関する基礎的知識及び技術を習得することが期待される。

2年前に始まった本研修は、今年で3回目を迎えた。以下、今回の研修の概要及び結果等につき報告する。

第1 研修の概要

1 研修期間

2011年（平成23年）11月9日～22日（移動日等を含む。）

2 研修場所

国内 法務総合研究所国際協力部

（〒553-0003 大阪市福島区福島1丁目1番60号大阪中之島合同庁舎4階）

国外 ベトナム社会主義共和国ハノイ市

3 研修員

国分 貴之（法務省民事局付検事）

荒川 豊（同民事局総務課企画第一係長）

島根 豪（東京地方検察庁検事）

田仲 信介（東京地方検察庁検事）

二ノ丸 恭平（岡山地方検察庁検事）

4 研修内容（研修日程は別添日程表参照）

(1) 国内（11月10日、11日、21日、22日）

① 法整備支援の概要に関する講義

② ベトナム、カンボジア等における法整備支援の概要に関する講義

③ ラオス法整備支援の概要に関する講義

④ 国外研修終了後の研修レポート作成

⑤ 総括質疑応答

(2) ベトナム（11月14日～18日）

① JICA 長期派遣専門家による講義

② JICA ベトナム事務所訪問

③ ベトナム側関係機関訪問・見学

④ ハイフォン市人民裁判所における刑事裁判法廷傍聴等

⑤ バクニン省人民裁判所における刑事手続に関するワーキングセッション

⑥ ハノイ法科大学日本法教育研究センター在学
生に対する日本法講義

第2 研修結果

1 国内での研修前半

(1) 11月10日

午前 講義「ベトナム、カンボジア等における法
整備支援の概要」(松原教官)

日本の法整備支援における国際協力部の関わり方、ベトナム、カンボジア等に対する法整備支援の経緯、これまでの成果などについての講義を実施した。

午後 講義「法務省による法整備支援の概要」(森永教官)

国際協力部の業務、日本の法整備支援の概要等についての講義を実施した。

(2) 11月11日

午前 講義「ラオス法整備支援の概要」(中村)

ラオスに関する基本情報、同国に対する法整備支援の経緯、これまでの成果等についての講義を実施した。

午後 研修員講義準備

ハノイ法科大学日本法教育研究センター在学
生に対する日本法講義の準備を行った。

2 ベトナムでの研修(引率:中村,権瓶統括国際協力専門官)

(1) 11月14日

午前 講義「現地の活動状況」(JICA法・司法制度
改革支援プロジェクト長期派遣専門家・チ
ーフアドバイザー西岡剛氏<検事>)

ハノイ市内のJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所(以下、単に「プロジェクト事務所」という。)において、西岡チーフアドバイザーから、ベトナム法整備支援プロジェクトの概要、進捗状況、ベトナム法の特徴等について説明を受けた。



<西岡チーフアドバイザーによる講義の様子>

午後① 講義「現地の活動状況」(JICA法・司法制度
改革支援プロジェクト長期派遣専門家
多々良周作氏<裁判官>,水内麻起子氏<弁
護士>)

プロジェクト事務所において、多々良専門家から、ベトナムにおける裁判手続の流れと裁判所組織改編の方向性について、また、水内専門家から、ベトナム弁護士連合会の実情とベトナムの弁護士制度等について、それぞれ説明を受けた。

午後② JICAベトナム事務所訪問

同事務所において、次長である松永正英氏から、ベトナムにおけるJICA事業の概要、法整備支援の位置付け及び実施状況等について説明を受けた。



<JICAベトナム事務所訪問>

(2) 11月15日

午前① 司法省訪問

ハノイ市内にある司法省を訪問し、法・司法制度改革支援プロジェクトのベトナム側総責任者(ディレクター)である同省国際協力局長グエ

ン・カイン・ゴック氏及び同局上席専門官ディン・ビツ・ゴック氏と面談した。

ゴック局長からは、日本による法整備支援の重要性とその課題、日本からの更なる協力を期待することなどについて話があった。



<司法省訪問時>

午前② 講義「ベトナム体験談」(JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト業務調整専門家寺本二憲氏)

寺本専門家は、約 20 年前から、断続的にはあるが、JICA のプロジェクトに関与するなどしつつ、ベトナムで生活を送ってきたことから、同専門家から、ベトナム社会の変化等について説明を受けた。

午後 ベトナム弁護士連合会訪問

ハノイ市内にある弁護士連合会事務所を訪問し、同会副会長グエン・ヴァン・タオ氏と面談した。この席において、タオ副会長から、同会の設立経緯や組織、抱える問題に関する話があり、研修員との質疑応答が行われた。



<ベトナム弁護士連合会訪問時>

(3) 11月16日

午前 ハイフォン市人民裁判所における刑事裁判法廷傍聴等

ハイフォン市人民検察院を訪問した後、同市人民裁判所において、殺人被告事件を傍聴した。裁判合議体は、裁判官 2 名及び人民参審員 3 名からなるものであった。

事案は、2006 年 8 月に発生した、多数名による銃砲及び刀剣等を用いた殺人事件であった。被告人以外の共犯者は既に逮捕され有罪判決を受けていたが、被告人は逃亡生活を送った後、2011 年 7 月に逮捕された。

起訴状では、被告人が被害者の肩と腕を刀剣で刺したとされていたが、被告人は、捜査段階及び公判廷でこれを否認していた。しかしながら、公判廷では、共犯者等の証人尋問が行われることはなく、被告人質問が行われたほかは、情状に関して被告人の母親の尋問をするにとどまった。

裁判所は、40 分程度の休廷・評議を経て、公判前に調査していた証拠(共犯者の供述等)に基づき、被告人が刀剣により被害者を刺したものと認め、懲役 13 年の実刑判決を言い渡した。

おそらく評議では、共犯者及び被告人等の供述など各証拠を評価した上で事実認定をしたものと思われるが、言い渡された判決の中では、各証拠に関する評価は明らかにされていない。傍聴後、ハイフォン市人民裁判所を訪問した後、付近のレストランで、同市人民検察院主催の招宴があった。



<ハイフォン市人民検察院訪問時>



＜殺人被告事件を傍聴した法廷＞



＜ハイフォン市人民裁判所訪問時＞

午後 最高人民検察院訪問

ハノイ市内にある最高人民検察院を訪問し、同検察院国際協力局長ル・ティエン氏と面談した。この席において、同局長から、日本の法整備支援を評価する旨及び今後も日本からの更なる支援が行われるよう期待する旨の話があった。



＜最高人民検察院訪問時＞

(4) 11月17日

午前 バクニン省人民裁判所における刑事手続に関するワーキングセッション
同裁判所において、副所長であるファム・ミ

ン・トゥエン氏から、「刑事事件の解決のための刑事手続」という標題で、ベトナムの刑事手続全般に関する説明を受けるとともに、同氏と研修員との間で質疑応答が行われた。その後、付近のレストランで同裁判所主催の招宴があったが、その席には、ハノイ市人民裁判所との交流でベトナムを訪れていたラオス・ビエンチャン市人民裁判所職員も招かれており、研修員は、ベトナムの裁判所職員のみならず、ラオスの裁判所職員と交流する機会を得た。



＜トゥエン副所長による説明時の様子＞

午後 最高人民裁判所訪問

ハノイ市内にある最高人民裁判所を訪問し、同裁判所国際協力局長ゴ・クオン氏及び同局法律専門官チャン・ゴック・タイン氏と面談し、研修員との質疑応答が行われた。



＜最高人民裁判所訪問時＞

(5) 11月18日

午前 ハノイ法科大学内名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義実習
ハノイ法科大学及び同大学内に「日本法教育研

究センター」を設置している名古屋大学の取り計らいで、同センターで日本法を学んでいる同大学3年生11名に対し、「日本の司法制度」という標題で研修員による講義を実施した。聴講生はいずれもハノイ法科大学の通常課程に加えて、同センターにおいて日本語と日本法を学んでいる学生である。研修員は、パワーポイントを利用しながら、①日本の司法制度、②刑事事件の捜査・裁判、③民事事件の裁判、④不動産登記制度について日本語で説明し、聴講生からの質疑に応じた。その後、付近の食堂に場所を移し、聴講生らと昼食をともにしながら質疑応答を続けた。



＜日本法教育研究センターにおける講義時＞
午後 資料収集等

3 国内での研修後半

(1) 11月21日

午前 レポート作成

午後 総括質疑応答（松原教官，中村）

本研修で学んだことを基に、仮想国の情報を基にした調査項目・質問票及び協力内容の検討を行った。

(2) 11月22日

午前 総括質疑応答（松原教官，中村）

本研修を振り返り、研修員から、今後の研修において改めるべき点を含め、全般的な感想を聞いた。

午後 解散・研修員帰庁

第3 所感

本研修では、国内で、国際協力部による法整備支援の実情及びベトナム司法制度に関する基礎知識等を学んだ上、ベトナムにおいて、法整備支援を実地に見聞した。

現地では、JICA ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトのカウンターパートであるベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会のほか、ハイフォン市人民裁判所・検察院、バクニン省人民裁判所を訪問した。各機関が抱える問題はそれぞれ異なるが、多くの機関は、JICA 長期派遣専門家への感謝の念を述べるとともに、現状や課題につき率直に説明し、今後の更なる協力を期待する旨話していた。

JICA 長期派遣専門家がセミナー等で意見を述べる場を研修員が直接目にする機会はなかったが、訪問した際のカウンターパート等の説明から JICA 長期派遣専門家の活動が浮かび上がっていたし、その言葉の端々から、JICA 長期派遣専門家がカウンターパート等から厚い信頼を寄せられ、良好な関係を築いていることがうかがわれ、研修員らにとって大いに参考になったことであろう。

現地に行く前と後とでは、研修員らの法整備支援に対するまなざしは大きく変化したように思われる。自分の目で見るとはいつても、法整備支援の実態をわずかに垣間見る機会しか与えることはできなかったが、それでも、研修員たちは、大いに刺激され、法整備支援に対する関心をますます強めたようである。なお、研修員の感想文を文末に掲載するので、併せてお読みいただきたい。

今回の研修を実施するに当たっては、各方面に御協力いただいた。殊に、西岡チーフアドバイザーを始めとする JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト長期派遣専門家の皆様には大変お世話になった。この場を借りて心から感謝申し上げたい。

平成23年度国際協力人材育成研修日程表

〔教官：松原教官，中村教官 事務担当：権瓶統括専門官，石原主任専門官，石井専門官〕

月 日	曜	午前	午後	備考
11 / 木 10		講義 「ベトナム法整備支援の概要」 松原教官 国際協力部	講義 「法務省による法整備支援の概要」 森永教官 国際協力部	大阪
11 / 金 11		講義 「ラオス法整備支援の概要」 中村教官 国際協力部	海外研修オリエンテーション 研修生講義準備 国際協力部	大阪
11 / 土 12				大阪
11 / 日 13			オリエンテーション 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	ハノイ
11 / 月 14		講義 現地での活動状況 長期専門家 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	訪問 JICAベトナム事務所表敬(所長、次長)	ハノイ
11 / 火 15		訪問 司法省表敬訪問	訪問 ベトナム弁護士連合会表敬訪問	ハノイ
11 / 水 16		訪問 ハイフォン市人民裁判所(刑事裁判法廷傍聴)及び同検察院表敬訪問	訪問 最高人民検察院表敬訪問	ハノイ
11 / 木 17		訪問 バクニン省人民裁判所(刑事手続きに関するワーキングセッション)	訪問 最高人民裁判所表敬訪問	ハノイ
11 / 金 18		実習 研修生講義 ハノイ法科大学日本法教育研究センター	資料整理 法・司法制度改革支援プロジェクト事務所	ハノイ
11 / 土 19		HAN 00:30 - VN330 - 06:40 KIX	資料整理・レポート作成	大阪
11 / 日 20				大阪
11 / 月 21		レポート提出・総括質疑応答 松原教官・中村教官 国際協力部	総括質疑応答 松原・中村 国際協力部	大阪
11 / 火 22		総括質疑応答 松原教官・中村教官 国際協力部	閉講式	

国際協力人材育成研修報告書

法務省民事局付
国分 貴之

第1 はじめに

平成23年11月10日から同月22日までの間、法務総合研究所国際協力部が実施する国際協力人材育成研修に参加した。当該研修は、法務省が行っている開発途上国に対する法制度整備支援活動（以下「法整備支援」という。）を推進していくために、これに携わる人材を育成するため、将来被支援国に派遣される長期専門家として活動する場合に必要な法整備支援に関する知識及び技術を習得することを目的としている。

本報告は、当該研修の内容及び当該研修に参加して感じたことを報告するものである。なお、本報告中、ベトナムの法制度に関しては、筆者の認識が十分でないことから正確なものではない可能性があることをあらかじめお断りしておきたい。

第2 研修の内容

1 国内研修について

国外研修の前に、大阪にある法務総合研究所国際協力部において、「法務省による法整備支援の概要」、 「ベトナム法整備支援の概要」及び「ラオス法整備支援の概要」についての講義を受けた。日本の法整備支援の歴史から、その内容及び特徴、現在法整備支援を行っている各国の法制度や日本との違いなど、現地を訪問する前に必要な知識について、幅広い内容の講義を受けた。

2 国外研修について

国外研修として、ベトナム社会主義共和国ハノイ市を訪れ、現地の法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の長期専門家の講義を受けた上で、JICAベトナム事務所並びにカウンターパートであるベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会に対する表敬訪問のほか、ハイフォン市人民裁判所における刑事裁判法廷傍聴（同市人民検察院

への訪問を含む。）及びバクニン省人民裁判所における刑事手続に関するワーキングセッションへの参加、ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける日本の司法制度についての講義を行った。

第3 所感

ここでは、本研修のうち、とくに印象に残った点について、触れておきたい。

1 刑事裁判傍聴と刑事手続に関するワーキングセッションについて

現在の法整備支援のプロジェクトとして、バクニン省及びハイフォン市をパイロット地区として、裁判実務の改善による人材育成プロジェクトを行っており、ハイフォン市人民裁判所において、刑事裁判を傍聴した上で、バクニン省人民裁判所において、ベトナムの刑事手続に関する説明を受け、質問をさせていただく機会を得た。ベトナムの刑事裁判を実際にこの目で見る事ができた上に、そこで感じた疑問点を質問することができたため、ベトナムの刑事裁判に関する理解を深めることができ、大変有意義な経験であった。

ベトナムの刑事裁判は、裁判所による職権主義であり、有罪にする場合も無罪にする場合も、最終的には、裁判所に事案の真相を解明する責務があるようである。また、裁判体は、常に合議体であり、軽微な事案については裁判官1名と参審員2名の合計3名、重大事件については裁判官2名と参審員3名の合計5名によることとなっており、本研修で傍聴した事案は、殺人（未遂）事件であり、5名による合議体で行われていた。

本研修で傍聴した事案は、共犯事件であり、共犯者の事件は先行して有罪判決がされているが、被告人は、犯行態様の一部を否認しており、被告人が被害者を剣で刺したかどうか争いになっていた（ただし、いず

れにせよ、共謀は認定できるものと思われる。)。しかし、共犯者の事件が先行して有罪判決がされていることから、被害者、証人及び共犯者が出廷して尋問されることなく審理が行われ、終結して、40分程度の評議の後、起訴状どおりの判決が言い渡された。日本においては、このような場合であっても、被害者や共犯者の尋問をすることなく、判決をすることはないと思われるが、既に先行して行われた事件における尋問の調書等本件において提出されている証拠などの一件記録により、裁判所において、起訴状どおりの事実を十分認定することができたのであろうと思われる。おそらく、真実は、裁判所が認定したとおりののであろうと思われるが、制度の違いを強く感じさせる一場面であった。

2 ベトナムの弁護士制度について

ベトナムの弁護士法は、2006年に成立し、ベトナム弁護士連合会の設立も2009年であることから、制度としてまだ歴史が浅く、また、弁護士(「律師」といわれている。)の他に法律専門家として「律家」というものがあり、弁護士の独占業務が少ない(弁護士以外の者も法廷に立つことができる。)ことから、弁護士の収入問題、結果として、弁護士過疎の問題(ハノイ、ホーチミン市への弁護士の集中により、地方においては弁護士が少なく、弁護士会のない省もあるとのことである。)が生じているとのことであった。

上記1の刑事裁判傍聴でも感じたことであるが、ベトナムの刑事裁判においては、弁護士の役割が十分に活かされていないように感じられた。真相の解明を最終的な目的として、裁判所による職権主義を採用しているとしても、弁護士を活用し、被告人の言い分を十分に把握した上で裁判を行うことは、職権主義を前提としても、より適切な刑事裁判が実現できるのではないかとと思われる。ベトナムの刑事裁判においては、裁判官が事件記録を検討した上で、十分な証拠があると判断した場合に、公判が開始されることになっているが、弁護士を活用することにより、公判を開始する前に、争点を明確化することもできるのではないかと思

われ、公判開始後に新たな事実が判明して、再捜査が必要になるようなこともなくなるのではないかと思われた(ベトナムでは、公判開始後に、新たな事実が判明したときは、公判を停止し、再捜査をすることができるとのことである。))。

現在、法整備支援として、弁護士過疎対策にも取り組んでいるとのことであるが、刑事裁判以外でも、弁護士の役割は重要であり、弁護士人口の増加と弁護士過疎の改善は、非常に重要なテーマだと思われる。日本においても、弁護士過疎の問題が十分に解消されているとは言い難く、困難な問題ではあるが、ベトナムにおける弁護士過疎の問題に対しても、法整備支援を行うことは、単に法令の起草支援のみならず、制定された法令が、幅広く市民に利用されるものにつながるという点で、これからの法整備支援として重要なものであることを強く感じさせられた。

3 ハノイ法科大学における講義について

ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおいて、日本法を勉強する大学3年生(1,2年次に日本語を学習している。)に対し、日本の司法制度について、日本語で講義を行った。私は、日本の民事訴訟について担当し、民事訴訟とは何か、民事訴訟の基本的な考え方をできるだけ簡単に説明しようと試みたが、残念ながらうまく伝えることはできなかった。日本語と異なる言語を母国語とする者との間のコミュニケーションは、ただでさえ難しいが、とりわけ法律用語や法律の背景にある考え方については、その説明をすることの難しさを痛感した。現地の長期専門家は、英語だけではなく、ベトナム語をも駆使して、カウンターパートとのコミュニケーションを図っているのを見て、大変な努力をされているものと思い、改めて法整備支援という活動が、簡単なものではない地道な努力の積み重ねであることを実感することができた。

なお、私のつたない説明能力にもかかわらず、学生の講義を聴く姿勢は熱心であり、多くの質問がされ(残念ながら、民事訴訟に関する質問は、「よく分からなかったもので、もっと分かりやすく説明してほしい。」

というものしかなかったが。) , 我々がなかなか答えられないような鋭い質問もあった。中には、将来、弁護士になりたいという学生もおり、この研修の中で、日本の司法制度について、ベトナムの学生に講義をするという機会を得たことは、ベトナムの将来の法律家育成の一端に触れることができたような気がして、良い経験となったと感じられたとともに、自分自身の能力向上もしなければならぬと思う契機ともなった。

4 日本の法整備支援の位置付けについて

国際協力部の教官及び長期専門家から受けた講義の中で、特に印象に残っているのが、日本の法整備支援の特徴として、日本の法制度を押し付けるようなことは決してせず、相手国の関係者とよく話し合いをしながら、相手国の実情に合った法律や制度を共に構築していくことが重要であるとの話であった。本研修に参加する前は、一般的な円借款によるインフラ整備事業について、日本企業が当該事業を落札するようなものであるように、日本のODAである以上、法整備支援についても、日本の国益に沿うことが重要ではないかと考えていたが、法制度について持続性のあるものとするためには、その前提として相手国の自主性が重要であり、相手国のシステムで行わない押し付けの支援は失敗するとの話を聞き、真に相手国の需要に応じたものでなければ意味がないことを考えさせられた。また、長期専門家の講義の中で、どんな法律であっても、しっかりと整備されたものであれば、取引の安定につながることであり、たとえ、日本と同じ制度でなくても、メリットがあるものであり、また、日本人の専門家が関与することにより、その問題点も理解することができるという点にもメリットがあるという話を聞いて、「国益」を前面に押し出すような支援ではないものの、結果としては、日本の企業が安心して投資や取引をすることができることにつながるものであり、やはり、法整備支援により、相手国において、取引の基本となる法令が制定され、制定されたその法令が制度として定着し、運用されるようになるということは、日本にとっても必要かつ重要な施策であると思われた。

また、JICA ベトナム事務所を訪問した際に、次長からベトナムにおける JICA 事業の概要について説明を受けた中でも、法整備支援については、成功したプロジェクトの一つとして評価されているとの話があった。確かに、JICA が ODA で行っている他の事業、例えば、橋や道路の建設のようなインフラ整備事業とは異なり、法整備支援は、形として見えにくい事業である。それにもかかわらず、ベトナムにおける法整備支援が 1996 年の開始から現在まで続き、高く評価されていることも、押し付けをしない法整備支援の重要性を示すものであろう。実際、各カウンターパートを表敬訪問した際には、我々のような研修生の訪問であるにもかかわらず、非常に歓迎されるとともに、今までの日本の法整備支援への高い評価のみならず、今後の法整備支援に対する期待も述べられており、現地の長期専門家を始めとする日本の法整備支援プロジェクトへの信頼を感じることができた。これも 15 年前から現在まで、現地の長期専門家が相手国の関係者との間で非常に濃密な信頼関係を築いてきた証であり、押し付けをしない日本の法整備支援に対する期待の大きさを身をもって感じることもできたものといえる。

第4 最後に

私は、現在、法務省民事局において、不動産登記制度を担当していることから、カンボジア法制度整備プロジェクトに係る不動産登記実務アドバイザーグループの委員を委嘱されており、従前から、現地の長期専門家が大変な苦勞をして法整備支援活動を行っていることを感じていたが、本研修に参加したことにより、長期専門家の現地での活動を目の当たりにして、法整備支援に係るプロジェクトを遂行するに当たっては、相手国の関係者との信頼関係の構築が非常に重要であり、そのために惜しめない努力をされていること、そして、そのことが日本の法整備支援に対する相手国からの信頼と期待として表れていることを実感した。

本研修に参加したことにより、本研修の目的の一つである法整備支援に関する「技術」まで習得できたとは思わないが、法整備支援に関する知識は多少なりと

も得ることができ、そして何より法整備支援への「思い」は格段に増した。私にできることは限られていると思うが、まずは、カンボジアの不動産登記に関する法令の制定のために、現地の長期専門家に積極的に協力していくとともに、今後も、法整備支援に関与してまいりたい。

本研修に当たり、国際協力部の教官及び専門官並びに現地の法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の長期専門家を始めとするスタッフの皆さまに、大変お世話になった。この場を借りて、感謝の意を表したい。とりわけ、法・司法制度改革支援プロジェクト事務所のチーフアドバイザーである西岡専門家には、各カウンターパートとの調整のみならず、本研修が充実したものとなるよう様々な配慮をしていただき、非常に有意義な研修を受けることができた。西岡専門家の現地での活躍ぶりに敬意を表するとともに、深く感謝して、本報告を終わらせていただきたい。XIN CAM ON！本当にありがとうございました。

国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局総務課企画第一係長
荒川 豊

1 はじめに

私は、平成23年11月10日から同月22日までの日程で実施された国際協力人材育成研修に参加した。

この研修では、法務総合研究所国際協力部において法整備支援に関する講義を受けた後、実際にベトナムを訪れ、法整備支援の現場に触れることにより、日本の法整備支援について深く理解することが可能となっている。

11月10日から同月11日の国内研修においては、松原教官から「ベトナム法整備支援の概要」、森永教官から「法務省による法整備支援の概要」、中村教官から「ラオス法整備支援の概要」の講義があり、日本が法整備支援を行っている各国の法制度やプロジェクトの概要等について、非常にわかりやすく教えていただいた。

国外研修については、以下、若干の感想を交えながら、その具体的な内容を述べることにしたい。

2 現地の活動状況に関する講義

11月14日は、ハノイ市内にあるJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所において、西岡チーフアドバイザーから、ベトナム法整備支援プロジェクトにおける現地の活動状況について説明をしていただいた。

特に印象的であったのは、これまで上から下というイメージを持っていた法整備支援について、「支援」(support)ではなく、「協力」(cooperate)という気持ちで取り組んでいるというお話であった。ベトナムの人たちの能力は高く、ベトナムの法律について十分理解し、その問題点も把握しているため、「支援」という気持ちで、単に日本の考え方を持ち込むだけでは役に立たず、ベトナムにとって真に必要な「協力」を行

うためには、逆に、長期専門家自身が日本の制度を深く理解し、自らの能力を向上させていく必要があるということであった。

ベトナムの人たちの考えを尊重し、ベトナムの法制度が自立的に発展していくことができるように、ベトナムの人たちが自分たちの国に合った法律を、自分たちの手で作り、自分たちの手で根付かせていくことができる状態を作り上げることこそが望まれているということは、言われてみれば当たり前のことであるが、新たな発見であった。

もちろん、ベトナムでは、法体系のシステムが確立されておらず、例えば物上代位のように、法律で認められていない制度を政令などの下位規範で認めたり、省庁間で法律に矛盾が生じていたり、日本と比べると未成熟な面もあるということであった。この点では、明治時代に日本の法制度を整備し、精緻な法体系を作り上げていった先人の偉大さを改めて実感したところである。

また、ベトナムでは、取引の安全よりも真の権利者の保護が重視されており、表見代理が認められていないということであった。円滑な経済活動の支障とならないよう、取引の安全を重視し、本来の規定よりも拡大して表見代理を認めている日本とは大きく異なる考え方であり、とても新鮮であった。

さらに、ベトナムでは、物権と債権という区別もなく、保証契約と抵当権設定契約のいずれが優先するかということが議論になるという話であった。保証は、あくまでも人的担保であり、物的担保である抵当権に優先するというのを考えたこともなかったもので、非常に驚いた。

日本において、政策的な配慮から貸借権の物権化が認められていることと対比して考えると、ベトナムの

保証契約は物権化しており、保証人の全財産に対して優先権を有する新たな担保物権と捉えることができるのではないかと、仮にそうだとすると、その政策目的として背景にあるものは何かなど、いろいろなことを想像することができ、とても興味深い内容であった。

西岡チーフアドバイザーの説明からは、全体を通して、まさに日本の国を代表して、ベトナムで法整備支援の活動を行っているという強い気概が伝わってきて、非常に魅力的な仕事であることを実感することができた。

3 司法省及びベトナム弁護士連合会の訪問

11月15日の午前は、ベトナム司法省を訪問し、国際協力局の局長から、現在のベトナムにおける法整備の状況について説明をしていただいた。

その説明によると、今後5年間で120～130本もの法律を制定する予定となっており、外国の法律による事例研究などを行っているところ、特に、同じアジアで、文化的な共通点も多い日本の法律は新しく法案を起草する際に参考とする必要性が高く、日本からの法整備支援は非常に重要なものということであった。

また、法律が制定されたとしても、それを実際に運用していくためには法律を実施する機関の能力を向上させる必要があり、各地方の人材育成も支援していきたいということで、様々な場面で日本の法整備支援が期待されているという実情を感じることができた。

11月15日の午後は、ベトナム弁護士連合会（VBF）を訪問し、副委員長から現在のベトナムにおける弁護士の状況について説明があった後、意見交換をする機会を与えていただいた。

その説明の中で、現在、約6割の弁護士登録がハノイとホーチミン市に集中しているところ、ベトナムでは、登録した地域以外でも弁護士事務所の開設が可能となっていることから、実際には弁護士過疎がより深刻な状態になっているのではないかと危惧されていた。

このような弁護士過疎の対策のためには、国からの

支援を求めるだけでなく、VBF自身も相互扶助的な仕組みを構築していく必要があると感じた。しかしながら、VBFは2009年5月に設立されたばかりということで、まだ組織としての信頼度が高まっておらず、現在は会費の徴収にも苦労しているということであり、その実現には長い時間を要するとの印象を受けた。

また、ベトナムでは、日本と異なり、弁護士以外の者であっても、法律専門家として弁護士と同様の活動を行うことが禁止されていない制度となっているということであり、このように前提が全く異なる中で、日本としてどのような支援ができるのかは非常に難しい問題であると感じた。

4 ハイフォン市人民裁判所における刑事裁判の傍聴

11月16日は、人材育成のパイロット地区であるハイフォン市の人民裁判所において、刑事裁判を傍聴した。

日本の刑事裁判との違いを実際に見ることができ、ベトナムの刑事裁判に対する理解を深めることができたのは、得難い経験であったと思う。

私の印象に残った相違点としては、①検察官が裁判官と並んで壇上に座っていたこと、②被告人が法廷で身体を拘束されたままであったこと、③被告人への尋問を裁判官が中心に行っていたこと、④裁判官が事前に記録を調べた上で被告人への尋問を行っていたこと、⑤被告人の母親が傍聴席で尋問を受けていたこと、⑥その尋問の際に被告人の母親が宣誓を行っていなかったこと、⑦先に確定した共犯者の判決結果に基づき被告人の関与を認定していたが、共犯者の証人尋問を行っていなかったこと、⑧第1回の公判期日において判決宣告までを午前中の間に行っていたことなどであった。

5 バクニン省人民裁判所における刑事手続に関するワーキングセッション

11月17日は、人材育成のパイロット地区であるバクニン省の人民裁判所を訪問した。同裁判所では、副長官からベトナムの刑事裁判手続について説明があった

後、意見交換をする機会を与えていただいた。

前日のハイフォン市における刑事裁判の傍聴において、ベトナムと日本の刑事裁判の違いを目の当たりにした後であったため、副長官の説明は非常に理解しやすかった。その中で、私が非常に気になったのは、ベトナムでは、刑事責任を追及する時効とは別に、刑事事件を捜査する期間に制限が設けられているという点であり、意見交換の際には、その趣旨について質問させていただいた。

副長官からは、時効は犯罪者が発見されない場合の問題であり、捜査期間の制限は犯罪者が発見された後の問題であるという一般論の説明があった後、ご自身の考えとして、①捜査期間が制限されていることによって、捜査機関がより責任感を持って業務を行うことになるという点、②被疑者が真犯人であっても心理的に早く捜査を終えてほしいと考えるはずであり、真犯人でなければ、当然に速やかに疑いを晴らしてほしいと考えることから、いずれにしても捜査期間の制限が市民の権利を守ることにつながるという点を挙げられていた。

私の印象としては、ベトナムでは、被疑者の不安定な地位に配慮して捜査期間に制限を設ける一方で、捜査期間の制限によって真相の究明が遠ざからないよう、その後の手続において検察院や裁判所が補充捜査を求める権限を担保することでバランスをとっているのではないかと感じたところである。

また、ワーキングセッションの後、西岡チーフアドバイザーから、ベトナムにおける被疑者の「立件」(khoi to) は、漢字に当てはめると「起訴」であり、まさに訴訟手続が開始されたという意味合いを持つため、日本人が考える立件とは意味が異なり、手続の重さも変わってくるという趣旨の説明があった。これは、外国の裁判手続について理解する場合、日本と同じ手続として訳されていたとしても、その実質的な内容が異なることがあり、それが手続全体を理解する上で大きな影響を与えるという具体例の一つとして、非常に印象深かった。

6 ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける講義

11月18日は、私たち研修員が、ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおいて、日本法を学ぶ学生に対し、日本語で講義を行った。講義の内容は、「日本の司法制度」と題して、日本の司法制度全般の説明を行った後、刑事事件の捜査、刑事事件の裁判、民事事件の裁判、不動産登記制度といった各研修員の仕事に関わる制度の内容を説明するものであった。

私は、不動産登記制度の内容を説明したが、日本語を学び始めて約2年の学生を相手にするということ、できる限り分かりやすく説明するようにと考えていたにもかかわらず、説明したいと思う内容がなかなか伝わらず、焦って早口になってしまい、更に内容が伝わらないという悪循環に陥り、全く満足できる内容ではなかった。講義後、学生からも「難しかった。」との指摘を多く受けたところであり、分かりやすく説明するためには、説明の情報量を半分にして、倍の時間をかけて説明するくらいでなければならなかったと反省している。

日本語を勉強している学生に対して日本語で説明する場合でさえ、日本の法制度の内容を伝えることにこれだけの苦労があるとわかったのは、非常に良い経験となった。このような経験と比べるのはおこがましいが、日本の法制度を正確に伝える必要があり、しかも、簡単に情報量を削るわけにもいかないという法整備支援の中で、長期専門家の方々が日本の法制度の内容を分かりやすく正確に伝えるために払われている努力の偉大さについて実感することができた。

また、講義後の質疑応答においては、裁判員の参加する事件が限定されている趣旨に関する質問や、裁判員全員が有罪であっても、裁判官全員が無罪であれば、被告人を有罪とはできないとされている点について、裁判員を参加させている意味がないのではないかとといった裁判員制度の根幹に関わる鋭い質問もあり、日本の法制度に対する関心の高さを感じるとともに、自身自身の現行の法制度に対する理解の甘さも感じる一日

となった。

なお、講義後に話をした学生の中には、「不動産登記制度の話は難しかったが、今後、ベトナムにおいても不動産登記法が制定される予定であり、その研究をしたいと考えている。」という学生もおり、このような若い学生たちの中から新しい法制度を運用する担い手が育まれていき、日本からの支援により導入された法制度が真にベトナムに定着していくことにつながっていくのではないかと期待を持つことができた。

7 おわりに

法律は言葉が命であり、僅かな言葉の違いで全く別の話になってしまうことも往々にしてある。このような法律という繊細なものを言葉が異なる国に対して正確に伝えることがどれほど難しく、多大な努力を要することかは、この研修の様々な場面で実感することができた。

私自身は、今回の研修で簡単な意見交換をただけであるが、通訳に頼らざるを得ないことにより、自分の意図がどこまで伝わっているのか、相手方の真意がどこにあるのかが明確に捉えられず、コミュニケーションにおいて微妙なニュアンスが自分自身で感じられないことのもどかしさを強く感じた。法整備支援活動において有能な通訳を確保することの重要性を感じるとともに、現地の言葉に可能な限り精通することが必要であると実感したところであり、それを実践されている長期専門家の偉大さには尊敬の念を抱いた。

また、国家の基本的な仕組みも、歴史や国民性も日本とは異なる国である以上、日本で常識とされている考え方が受け入れられないこともあるが、その場合でも、一方的に日本の考え方を受け入れさせるのではなく、日本の考え方を丁寧に説明しながら、ベトナム自身が納得できる考え方を見だしていく中で、お互いの信頼関係が醸成されていることは、法整備支援活動の現場を訪問させていただくことで実感することができた。

今回の研修の各訪問先において、日本の法整備支援

に対するベトナム側の深い信頼を感じる事ができた背景には、このような長期専門家の方々の地道な努力があるのだと思った。

最後になったが、今回の研修は、私にとって、これまでに経験したことがない貴重な経験であり、多忙な業務の中にもかかわらず、このような場を提供し、温かく迎えてくださった、西岡チーフアドバイザーを始めとする長期専門家の方々、現地事務所のスタッフの方々に深く感謝申し上げたい。

国際協力人材育成研修を終えて

東京地方検察庁検事
島根 豪

第1 はじめに

平成23年11月10日から同月22日までの間、法務総合研究所国際協力部及びベトナム社会主義共和国において実施された国際協力人材育成研修に参加する機会を得ました。

今回の研修を受ける以前から、海外の法整備に協力する制度があることについては、先輩検事2名がそれぞれベトナムとカンボジアに長期滞在して働いてきたことを聞き、知っていました。

ただ、その活動の具体的内容については、特段の知識はなく、「法律を作る際に相談に乗るのだろう。」という漠然としたイメージを持っていただけでした。

しかし、今回の研修に参加したことで、ベトナムの法制度等の現状や人々の考え方、それらに対してどのような体制、姿勢で法整備への協力を臨んでいるのか、また具体的な活動内容やその意味の一端を実感し、理解することができました。

今回の研修を通じて、法整備への協力について私を感じたことを以下に述べたいと思います。

なお、以下に私が触れるベトナムの法制度等については、いずれも、全くベトナムの法制度に関する知識を有していなかった私が、法総研国際協力部教官からの講義、ベトナムの表敬訪問先司法関係者との交流、ハイフォン市での刑事裁判傍聴、バクニン省人民裁判所での刑事手続に関するワーキングセッション、日本からの長期専門家及び業務調整員からの講義といった、いずれも貴重な本研修を通じて得たものであること、そして内容の不正確さについては、ひとえに私の理解の不十分さによるものであることを申し添えます。

第2 相手国の実情に合った協力

1 理念

「法律や制度を押し付けるのではなく、相手国の実情に

合った法律や制度を共に考える手法こそが、持続的に相手国に根付く協力となる。」

ベトナムは、社会主義国家で土地の所有が認められていないこと、職権主義の裁判制度を採用していることなど、日本とは大きな相違があります。

そのような相違のある国に、日本の法律や制度をそのまま持ち込んだところで、上手く機能するとは限りませんし、このことは、ベトナムに赴く前から理解していたつもりでした。

2 「実情」

しかし、実際にベトナムに行き、その「相手国の実情」というものが、いかに手強いものであるかを痛感しました。

(1) 私が感じた中で、最も手強い「実情」は、ベトナム国民の「話し合いの文化」「譲り合いの精神」でした。

ア ベトナムでは、独立やその後の過程の中でホー・チ・ミン氏が一時期集中的に権力を把握したことがあったものの、その後は1人の人物が権力を集中的に把握したことはなく、数人に権力が分散された上、相互の話し合いによって権力が行使されており、この「話し合いによって決める」方針は、国民の尊敬を現在に至るまで集めているホー・チ・ミン氏の希望に基づきます。

ハノイには、ホー・チ・ミン氏の遺体を安置している立派な廟が設けられ、国家機関はその廟の周辺を取り巻くように建設され、ベトナム通貨ドン紙幣にもすべて同氏の肖像が描かれており、同氏に対する尊敬の高さが感じられました。

その同氏の希望が長年守られていることから、「話し合いの文化」がベトナム国民全体に行き渡っていることが容易に想像できました。

イ また、悪名高いベトナムの交通事情から、「譲り合

いの精神」を感じました。噂に聞いていたとおり、ハノイの街中では、自動車及びバイクが相互に接近し、クラクションを鳴らし合い、信号を守ったり無視したりしながら走行し、横断歩行者は自動車やバイクの流れの中に突っ込み、その間を縫うように道路を横断していました。

最初に見た時には、こんな無茶苦茶な交通状態では交通事故が多発しているに違いない、と確信していました。

しかし、それは誤りでした。

ハノイで数日間を過ごし、自分自身が自動車で移動し道路を横断する中で、この交通状態は、自動車もバイクも歩行者も、みんながお互いに譲り合いながら秩序を保っているのだ、と実感しました。

実際には、自動車もバイクも決して高速ではなく、むしろ、かなり低速で少しずつ走行しています。

そして、自動車もバイクも、横断歩行者の動きをよく見ながら歩行者を上手く避けるのです。

頻繁にクラクションを鳴らすのも、周囲を威嚇するためではなく、死角にいる自分の存在を念のため相手に伝えるために鳴らしているようでした。

もちろん、中には強引に突っ込むバイクや自動車もありましたが、その数は本当に僅かでした。

むしろ、自動車で右車線から左折する際、反対車線がどんなに混雑していても、お互いに少しずつ譲り合いながら、さほど時間もかからず曲がりきる様子は見事なものでした。

このように、ベトナム国民が、お互いに「譲り合う」ことを当然のこととして行動しているのを感じましたし、「譲り合いの精神」をみんなが持っていることを前提として、政治において「話し合いの文化」が長い間維持されてきたのだらうと感じました。

ウ ベトナムの司法制度や司法関係者との交流からも、端々に「話し合いの文化」「譲り合いの精神」を感じました。

ベトナムでは憲法上の要請として、裁判官が単独で裁判を行うことは認められず、参審員を含めた複

数人で裁判をすることが義務付けられ、「話し合いの文化」を実現しています。

さらに、裁判所の判決が法的効力を生じ、日本でいう判決確定に近い状態となった後であっても、法律の適用について再検討を求める不服申立が可能であり、実際にこの制度が相当活用されていることも、相互に納得の行く結論が最も望ましいという「話し合いの文化」「譲り合いの精神」の現れとされます。

また、ハイフォン市で殺人事件の刑事裁判を傍聴しました。

詳細は省略しますが、9人の若者が、夜間、2人の若者を銃や剣で襲った事件で、うち8名が既に殺人で有罪判決を受けており、本件は、約5年間の逃亡の末に捕まった被告人1名についての刑事裁判でした。

被告人が被害者を剣で刺したとして起訴されており、被告人は、被害者を直接傷つける行為は一切していない旨主張していたものの、事前に「リベンジする」という話し合いをしたことは認め、「悪いことをした。」と繰り返す述べ、殺人罪が成立することを素直に認めていました。

日本で同様の刑事裁判があれば、被告人、弁護士側から相当強力な弁解が予想される事案であり、この被告人が、どのような考えであったのか知る術はありませんが、私には、「話し合っただけである以上、責任を問われても仕方がない。」と考えているように感じられました。

また、民事裁判では、当事者が裁判所に出頭してこない裁判が先送りにされるため、傍聴しようとしても予定通りに開廷される民事裁判を特定するのがそもそも困難だということです。

これも、不出頭による不利益を負わせることで民事裁判を打ち切るのではなく、話し合いを継続しようとする姿勢の現れのように思われました。

そのほか、研修で、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院に表敬訪問し、司法関係者のお話をうかがう機会がありました。

その中で、「民事執行はベトナムの弱いところと思

う。」という話があった際に、相当高い地位の司法関係者が、「市民の意識も大事である。きちんと意識していれば、執行を強制されなくても、自分で履行することができるし、それが大切である。」と言われ、民事紛争の末の執行段階においてまで、任意の履行を期待されていたのが印象的でした。

司法関係者にまで、「譲り合いの精神」を根底とする思考があることを実感しました。

(2) しかし、法整備においては、この「話し合いの文化」「譲り合いの精神」というベトナムの「実情」は、相当手強い存在であることは容易に察しがつきます。

そもそも法とは、最終的には国家の強制力による実現が担保された社会規範です。

そして、ベトナムで法整備が進められるのは、2020年を目標とし、工業化した現代的な社会を目指すためである旨、司法関係者から話がありました。

年5～7パーセントという現在の急速な経済的発展をさらに進めるとともに、ベトナム国内のみならず、海外からも、投資や市場プレイヤーの参加を積極的に受け入れ、その受け皿となる法整備を進めているものと思われます。

しかし、海外の投資家や市場プレイヤーは、当然ながら、ベトナムの「実情」である「話し合いの文化」「譲り合いの精神」を前提とした経済活動をするとは限りません。

むしろ、これらを前提としないで経済活動を行う可能性の方が極めて高いはずです。

例えば、日本の法制度は、「話し合いの文化」「譲り合いの精神」を前提としない経済活動にも対応することを想定して構築されていることと思います。

しかし、ベトナムでは、長年、「話し合いの文化」「譲り合いの精神」を前提として法律が定められ、例えば、裁判官と参審員の複数による手厚い裁判が行われ、判決が法的効力を生じた後も不服申立が可能な制度を採用してきました。

これを、原則として裁判官が1人で裁判を行い、紛争解決のため、話し合いを適宜打ち切り判決を下

し、早急にその効力を確定させ、強制力を持って執行できる法制度を導入することは、法整備の進行としてはとても合理的ですが、やはりベトナムの「実情」や、ベトナム国民の感覚、常識としては、受け入れることはそれほど容易ではないだろうと思われます。

ベトナムの法整備への協力は、既に約15年の歴史があると聞いていますが、開始当初のベトナムの「実情」は相当に手強いものだったろうと思いますし、現在でも、このベトナムの「実情」は、かなり手強いものだと痛感しました。

3 その他

その他にも、法整備への協力については、以下のような様々な乗り越えるべき事情があることを感じました。

(1) 求められる協力の高度化

ベトナムでは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院などにおいて、担当部署間の異動はあまりないようです。

局長クラスになれば他の担当部署への異動もあるようですが、それまでは同一部署において継続的に業務を担当しているようで、早急に法整備を進める上では効率的でしょうし、実際にその成果も上がっているようです。

そしてその結果、ベトナム側から求められる協力の内容についても、より幅広く、かつ高度なものになっているようです。

現在協力中の法律草案起草に限っても、改正民法、不動産登記法、担保取引登録法、改正民事訴訟法、改正裁判所組織法、改正刑事訴訟法、改正検察院組織法があり、その他の協力も含めて、現在のフェーズ期間である4年で達成すべき内容は膨大です。

しかも、ベトナムの司法関係者からは、今後5年間で120～130件の法律成立を進めていて、基本法以外の立法も極めて重要であると認識しており、積極的に立法を進めていきたいし、これらの法整備への協力も期待している旨の話がありました。

(2) 人材育成について

ハイフォン市で傍聴した刑事裁判の裁判官と参審員は、それぞれが被告人に対して一生懸命説教をされ、若くして家族を顧みず夜間友人と遊興し、あげくに事件を起こした被告人を厳しく叱責しておられました。

被告人も、それに対して素直に反省の弁を述べており、ベトナム国民が、基本的に穏和で争いを好まない気質を持っているのだらうと感じられました。

「話し合いの文化」「譲り合いの精神」も、やはり争いを避けるためのものと思われる。

また、司法関係者との懇談の場でも、大変親しげで、積極的に仲良くなるろうと働きかけてくださるベトナムの方の気質に何度も接しました。

このようなベトナムの方々の気質を考えると、必要な法を整備した後も、その法律を厳格に適用する人材を全国的に育成することは、一朝一夕にはいかず、相当時間を要するのではないかと感じます。

特に、各地の裁判所、検察院の司法関係者は、概ね地元の職場に勤務を続け、他の地域への異動はあまりないと聞きました。

南北に細長く、北部に首都ハノイが位置するベトナムの地形も併せ考えると、人材育成の際に地域間で格差が生じやすく、この点も人材育成の際に上手く対応する必要があるように思います。

(3) 弁護士過疎について

ベトナムでは、弁護士がハノイ、ホーチミンに集中し、地方では弁護士過疎が著しく、ベトナム国民の司法へのアクセスを充実する必要性が高いということです。

さらに、弁護士とは別に、「律家」という法的な相談を受ける方が弁護士の数倍おり、しかも「律家」の方が弁護士よりも歴史が長いものの、「律家」の資格要件についてはやや曖昧な状態のようです。

法整備が進めば、法的な知識や技術もより専門化し、専門的な法教育を受けた弁護士需要の増加が見込まれ、その資格を限定する必要もあると思われる。

現在は曖昧と思われる弁護士と「律家」の業務内容

の峻別も必要でしょう。

しかし、これは、長い歴史を持つ「律家」の存在意義や業務を削り、奪うことにもなりかねず、その調整はやはり重要な課題と思われます。

第3 最後に

以上、研修を通じて感じたことを、つれづれと書いてきました。

法整備への協力の際に乗り越えるべき様々な事情を書き連ねましたが、私自身は、決して法整備への協力について消極的な印象を持っている訳ではありません。

むしろ、長期専門家3名、業務調整員1名、現地スタッフ4名という体制でこのような事情に立ち向かい、凄まじくハードな法整備への協力業務に精力的に取り組まれている西岡チーフアドバイザー、水内、多々良両長期専門家及び寺本業務調整員に対する感嘆と、賞賛を送りたい気持ちで一杯です。

これらの方々が、ベトナム司法関係者の間に溶け込み、厚い信頼を得ている様子から、ベトナムの法整備への協力が大きな成果を上げていることをしみじみと実感しました。

法整備への協力の業務内容は、これまでに触れた法的な事項に限られず、種々のマネジメント、各地への長時間・多数回の移動、ベトナム側関係者たちとの交流等、相当多岐に渡ります。

そのような激務の中、我々研修生を受け入れる準備や対応の負担も大きかったことと思います。

この場を借りて、心から御礼申し上げたいと思います。

また、ハノイ法科大学において本研修の研修生が講義を行う機会の中で、1日10~12時間に及ぶ講義をこなす多数のベトナムの学生と接する機会がありました。

若い学生が、自分の、そしてベトナムの将来のために勤勉に学ぶ様子が印象的で、新鮮でした。

ベトナム国民が、乗り越えるべき幾多の事情を、近い将来、必ず乗り越えて行くだらうと確信したことも、また今回の研修の成果だったと思います。

国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁検事
田仲 信介

1 はじめに

私は、平成23年11月10日から同月22日までの間、法務総合研究所国際協力部及びベトナム社会主義共和国で実施された国際協力人材育成研修に、研修員として参加させていただいた。

法整備支援については、これまでに研修誌等で紹介されていたことから、検事が開発途上国に派遣され、現地で法律を起草する援助を行うなどの活動に従事しているという程度の知識はあったものの、それ以上の理解は持ち合わせていなかった。しかし、本研修に参加させていただいたお陰で、法整備支援の沿革や活動状況についての理解を深めることができたので、本研修は、私にとって大変有意義であり貴重な経験となった。

以下に、研修の内容と成果を報告させていただく。

2 国内研修について

国内研修においては、国際協力部の教官から法整備支援の概要について講義していただいた。ベトナムに出発する前に、これまでに我が国が取り組んできた法整備支援の沿革、ベトナム、ラオス等の被支援国における法制度の概要及びこれまでの活動状況等を知ることができたため、ベトナムに行った後、我が国から派遣されている専門家やカウンターパート（CP）職員らの説明を理解する助けとなった。

私は、本研修に参加するまでは、我が国が開発途上国に対する法整備支援を行う意義について、近年著しい経済成長を見せているアジアの開発途上国に法令を整備させることにより、現地に生産拠点を設けるなどした日本企業が安定した経済活動を行えるようにするのだろう、という狭い視野で捉えていたが、森永教官の講義で「法整備支援は、日本の国益というより、日本が国際社会に払うべき参加料の1つと考えている。」

という話をお聞きして、法整備支援が、被支援国における自国の国益を確保する手段ではなく、被支援国に法の整備を通じた経済と社会の安定をもたらすことにより、国際社会全体の安定に貢献するという意義を有するものであることを理解することができた。

また、我が国の法整備支援の柱が、①法令の起草支援、②法令を運用するための制度整備支援、③人材の育成支援にあり、さらに、近時新たに④司法アクセスの整備支援という点も重要になっていること、また、我が国の法整備支援の特徴は、被支援国に自国の法制度を素晴らしいものとして押し付けるのではなく、あくまでも被支援国からの要請を受け、その歴史、社会、法事情等を踏まえてこれに応えるという姿勢にあり、そのため被支援国に根付いていることなどの重要なポイントを理解することができたので、現地で法整備支援の活動状況を実際に見聞するに当たっての視点を持つことができたと思う。

3 国外研修について

(1) プロジェクト事務所スタッフによる講義

JICAのベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトに従事する長期専門家として派遣されている西岡検事（チーフアドバイザー）、多々良裁判官及び水内弁護士から、ベトナムにおける法整備支援の活動概況や、その前提として、ベトナムの法制度の概要及びプロジェクトのCPである組織機構の説明等について、講義していただいた。

ベトナムにおいては、1996年からの長期間にわたる支援を通じ、CPの問題意識のレベルが上がってきており、例えば2009年に成立した国家賠償法について、ベトナム側が自ら問題点を発見し、改善に向けた取組みを検討していたり、刑事裁判実務においては、職権主義をベースとした上で、公判における検察官と弁護人

による尋問の充実化を検討しているとのことであった。このように、CP側の問題意識や実務能力が向上し、自立発展性を期待し得る状況になるということは、それだけJICAの専門家に対して求めるレベルも高まっているということである。それゆえ、被支援国のニーズに適切に応えるためには、まず専門家自身が、ベトナムの法事情や社会の実情を把握した上で、我が国の法制度と実務上の問題点等に精通している必要があると思われた。

また、専門家は、例えば、一般法・特別法の優先関係、物権と債権の区別、第三者保護法制等が整備されていないなど、我々が当たり前と考えている法制度がベトナムでは当たり前のものとして通用しない状況の中で、必ずしも法律用語に明るくない通訳人を介して、分かりやすく我が国の法制度を伝え、先方と議論しなければならない。

このようなことから、専門家の苦労は並大抵のものではないと感じられた。特に、検事の長期専門家は、プロジェクト事務所の責任者として、予算執行や職員の勤怠管理等の事務所全体のマネジメントをも行う立場にあるので、その業務量は多大であり、過密スケジュールの中でこれを精力的にこなしている西岡チーフには脱帽であった。

また、プロジェクト事務所では、JICAの業務調整員であり、ベトナム事情に詳しい寺本氏からも、ベトナムでの生活等についてのお話を聞かせていただいた。その国の法制度を理解するには、背景にある社会の実情についての理解が必須であるから、自らの実体験を中心とした寺本氏の講義は大変興味深く、貴重なものであった。

(2) JICA ベトナム事務所への訪問

JICA ベトナム事務所の松永次長から、ベトナムにおけるJICAの活動概況と、法整備支援の位置付け等について、大変分かりやすい御説明をいただいた。私は、法整備支援が、JICAのベトナムに対する援助事業全体の中でどのような位置付けであるのかを全く理解していなかったが、この説明を受けて、法整備支援は、ODA

(政府開発援助)の中で「技術協力」に分類されること、ベトナムでのJICA事業においては、政府方針である4つの柱(①経済成長促進・国際競争力強化、②社会・生活の向上と格差是正、③環境保全、④ガバナンス強化)のうち、「ガバナンス強化」に位置付けられることなどを知り、マクロ的観点から法整備支援の意義を理解することができた。また、松永次長は、技術協力は、橋や病院の建設とは異なり、完成形が目に見えないが、うまくいくと大変効果が大きいところ、ベトナムの法整備支援は、ベトナムにおける技術協力の中でも類例を見ないほど成果を上げているモデルケースであり、今後とも是非注力していきたい旨述べられていた。このように、国外研修の初日において、法整備支援の位置付けや、プロジェクトの実施主体であるJICAの見解を知ることができたのは大変有意義であったと思われる。

(3) CPへの訪問

プロジェクトの各CPである司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所、弁護士連合会への表敬訪問で感じたことは、各CPの法整備支援に対する期待の大きさであった。法整備支援は、被支援国の法制度整備・人材育成が十分になされ、さらに、被支援国の自助努力によって自ら法制度を整備し、次世代の人材を育成してゆく態勢が整えば、その使命を終えることになると思われる。ベトナムについては、これまで長期間にわたり継続的な支援を実施してきたことから、個人的には、支援のニーズに対するベトナム側の認識に関心を抱いていたところ、各CPにおいては、これまでの実績に対する謝辞が述べられ、今後とも是非協力を求めたい旨の意向が述べられた。

例えば、司法省のグォック国際協力局長は、日越間における経済協力関係が今後一層進む中、2020年までに憲法を改正し、120~130もの法律を整備する予定であるという状況を説明され、日本とベトナムには文化的な共通項が多いため、日本の法制度がベトナムにふさわしいという見解を述べられた上、我が国からこれまでどおりに長期専門家の派遣を求めたいと話されて

いた。また、最高人民検察院のティエン国際協力局長も、裁判実務改善プロジェクトのパイロット地区であるハイフォン市で成果が上がっていることを評価し、現在、ベトナムの検察官のスキルを向上させたいとの問題意識から、高い捜査能力を持つ日本の検察官の協力を求めたいなどの意見を述べられていた。このように、各CPから生の言葉を聞くことができたのは有意義であった。

(4) ハイフォン市人民裁判所での公判傍聴

国外研修において最も印象深かったのは、ハイフォン市人民裁判所における刑事事件の公判傍聴であった。国際協力部から事前に起訴状の和訳版をいただいていたことと、同時通訳のお陰で、内容はほぼ理解することができた。細かい点を挙げればきりが無いほど我が国の刑事裁判とは様相が異なっていたが、大きな違いは、職権主義を採用しているため、裁判官が事前に全証拠を検討済みであること、裁判官と共に参審員（民間人であるが、任期や選出過程の違いから、日本の裁判員とは性格が異なるようである）が合議体を構成していることであろうか。

事案は1件9名の共犯による殺人事件であり、被告人の役割は、別の共犯者に銃で腹部を撃たれて逃げる被害者を追いかけて、剣で右肩等を突き刺したというものである。被告人は共謀を認めており、その意味で有罪であることは争っていないものの、被害者を剣で突き刺したことを否認していた。裁判所は、既に判決確定済みである共犯者の供述調書を引用し、「共犯者はあなたが剣で刺したと言っているが、刺したことを認めるか。」などの尋問を行い、共犯者の証人尋問を実施することなく結審し、数十分後には、被告人が剣で突き刺したことを認定する有罪判決の宣告を行った。

後述するバクニン省人民裁判所副所長による刑事訴訟法の講義を受けた際、研修生から、このような場合には共犯者の証人尋問を行わないのかと質問したところ、「裁判所が必要と考えれば行うが、そのケースでは裁判所は必要がないと考えたのだろう。」との回答であった。国内研修の講義において、ベトナムの刑事訴訟

法では、裁判所は、公判を開くまでに証拠不十分な点があれば、検察院に事件を差し戻して補充捜査させることが可能であり、公判では、いわゆる灰色無罪はあり得ず、必ず有罪か無罪かを明らかにする仕組みになっていることを聞いていたものの、実際に公判を傍聴してみて、ベトナムがいかに関と異なる法制度を採用しているかを目に見える形で理解することができたように思う。ベトナムの公判は、裁判所が新たに真実を発見するための場というより、公判を開くまでの間に発見された真実を確定するための場であるという印象を受け、改めて、これまで当たり前と考えていた我が国における真実発見のアプローチが、国際的には必ずしも当たり前ではないことを思い知った。

(5) バクニン省人民裁判所でのワーキングセッション

バクニン省人民裁判所では、ティエン副所長から、ベトナムの刑事手続について詳しく説明していただいた。手続を具体的にイメージしながら説明を聞くことができたので、前日に公判傍聴をしていたことは有難かった。研修員からの質問に対しても丁寧に回答していただいたため、公判傍聴と相まって、ベトナムの刑事手続についての理解を相当程度深めることができた。

(6) ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける研修生講義

ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおいては、日本法を学ぶ学生に、日本の司法制度について講義を行う機会を与えていただいた。正直に言うと、用意した講義資料の内容が難しすぎ、学生たちが消化不良に陥ったであろうと反省している。しかしながら、研修員側の全く手前勝手な感想ではあるが、我々が当然と理解している法制度を、これを当然と理解していない人々に伝えることがいかに難しいかを痛感させられたという点において、大きな成果があったと思う。難しいことを易しく説明できるかどうかは、結局のところ、その法制度の本質を正確に理解しているかどうかにかかっている。我々の十分とは言えない説明にもかかわらず、学生たちは、一生懸命講義に耳を傾けてくれ、「(国民の感覚を司法に反映させるという趣旨ならば)

なぜすべての事件に裁判員が入らないのか。」「評議では多数決を採用しているのに、6名の裁判員が全員有罪の意見でも、3名の裁判員が全員無罪の意見ならば、結論は無罪になるのはなぜか。それでは裁判員が参加する意味がないのではないか。」「日本では検察官の権限が広く強大であるが、どのような監督を受けているのか。」などと、次々に鋭い質問を寄せてきたことには驚かされた。回答を考えながら、改めて、法整備支援に従事するためには、我が国の法制度をその制度趣旨までそしゃくして正確に理解していることが重要であると実感した。

4 本研修の成果

本研修、とりわけ国外研修においては、非常に多くのことを吸収させていただいた。自分なりにその成果をまとめると、以下ようになる。1点目は、法整備支援の現場を肌で感じることができたこと。具体的には、ベトナムと日本との法制度の違い、プロジェクトの各CPの実情、ベトナムの社会・文化の様子、そして長期専門家の働きぶりや苦労である。2点目は、ベトナムにおける法整備支援に対して、現地のCPからも、JICAからも高い評価と期待が寄せられていることを実感したこと。3点目は、法整備支援活動に従事する専門家に求められる知識、技術、能力及び資質を、自分なりに理解できたこと。日本とベトナムの法制度や社会的背景に対する十分な知識と理解は当然必要であるが、国内研修において、松原教官が「知恵と人材を提供している。」と述べられていたように、各CPから信頼を得て協調関係を維持し、真に貢献することのできる人材であることが重要であり、そのためには、単なる知識だけでなく、コミュニケーション能力、マネジメント能力等を含む総合的な人間力が求められているのだと思われた。司法省、ハイフォン市人民裁判所及び同検察院、バクニン省人民裁判所への表敬訪問の際には昼食会を開いていただき、ベトナムの法制度を支える人々との交流を深める機会に恵まれたが、担当の西岡チーフや多々良裁判官がCPに信頼され、良好な関

係を築いていることが十分に伝わってきた。最後に4点目として、自分自身が法整備支援活動に対する意欲と熱意を持つようになったこと。これまでは漠然とした関心程度にとどまっていたが、本研修に参加させていただいたおかげで、法整備支援は、我が国が国際社会に貢献できる非常に意義深い活動であることがよく理解でき、これを支える人々の熱意を目の当たりにする機会に恵まれた。機会があれば、是非微力を尽くさせていただきたいと思うようになった次第である。

5 おわりに

法整備支援を僅かに理解したばかりの人間が言うのもおこがましいが、私としては、前述した法整備支援の柱のうち、人材育成支援が重要なのではないかと考えている。いかに素晴らしい法令を起草し、制度を整備しようとも、それを担う人材が充実していなければ、社会に役立つものとはならない。被支援国で法制度を担う人材が、自国にふさわしい法制度を整備し、問題点を発見し、その改善策を見出してより良い法制度を整備するというサイクルを自律的に回していけるようになり、それを確実に次世代に引き継いでいけるような態勢作りができれば、法整備支援はその使命を果たしたことになるのであろう。私と昼食会の道すがら話していたハノイ法科大学のある学生は、「将来は弁護士になりたいです。」と笑顔で言っていた。学生たちの屈託のない笑顔は私に、かつて青年海外協力隊員として開発途上で生活していた私の兄の「本当に楽しい時に笑う彼らの笑顔は幸せそうだ。」という言葉を思い出させ、彼らの若い力がこれからのベトナムの発展を支えていくのだと感じさせた。法整備支援がその礎となるのであれば、素晴らしい国際貢献だと思う。

本研修を主催していただいた国際協力部の皆様方、とりわけ国外研修に引率して下さった中村教官と権瓶統括国際協力専門官、そして、業務多忙の中、研修員を温かく迎え入れ、懇切丁寧に面倒を見て下さった西岡チーフと寺本氏を始めとするプロジェクト事務所の方々には感謝してもしきれない思いである。また、

快く研修に送り出していただいた原庁職員の方々にも
この場を借りて感謝の言葉を述べたいと思う。

以 上

国際協力人材育成研修に参加して

岡山地方検察庁検事

二ノ丸 恭平

第1 はじめに

私は、2011年11月10日から同月22日までの間に実施された法務省法務総合研究所国際協力部主催の国際協力人材育成研修に参加しました。以下は、その研修内容の概要の報告と、本研修を通じて感じた内容です。

第2 日本における研修概要

まず、法務総合研究所国際協力部での講義ですが、松原教官「ベトナム法整備支援の概要」、森永教官「法務省による法整備支援の概要」、中村教官「ラオス法整備支援の概要」というものでした。

これらの講義の中で、ベトナムの司法制度の特徴や日本の法整備支援の沿革・特徴、そして、現在の法整備支援の活動状況等を教わることができました。

第3 ベトナムにおける研修概要

ベトナムでは、長期専門家である西岡チーフアドバイザー（検察官出身）、多々良さん（裁判官出身）、水内さん（弁護士出身）から、現地の活動状況について説明を受け、JICAベトナム事務所松永次長からも、ベトナムにおけるJICA事業の概要についての説明を受けました。

そして、法整備支援のカウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会、ハイフォン市人民裁判所、同市人民検察院、バクニン省人民裁判所を訪問したのです。ハイフォン市人民裁判所では刑事裁判の法廷を傍聴し、バクニン省人民裁判所では副所長からベトナムの刑事手続について講義がなされました。

なお、ハイフォン市は、現在のJICA法整備支援プロジェクトにおける現行刑事訴訟法の問題点抽出作業のパイロット地区であり、バクニン省は、前プロジェクトにおけるパイロット地区です。

さらに、ハノイ法科大学日本法教育センターにおい

て、私たち研修生が学生に対して日本法の講義をする機会に恵まれました。

第4 研修で感じたこと

1 法整備支援の難しさ

- ・ 「法整備支援は大変だ」

今回の研修に参加して感じたことは、まず、「法整備支援は大変だ」ということでした。

研修に参加する前には、法整備支援を甘く見ていたということでは決していないのですが、実際にその現場を垣間見て、その難しさを実感しました。

- ・ 異なる法制度を理解することの難しさ

日本とベトナムの法制度には、多くの相違点があります。

今回の研修での講義内容で、物権と債権の区別がないといった実体法上の相違、特別法と一般法の優先関係の意識に乏しく、後法優先主義をとっている、法令の上下関係の意識が希薄であることから、法律より制定手続が緩やかな政令で法律の内容を訂正することもあるといった法令の関係に関する相違、捜査・公判についての手続の違い等、法制度におけるベトナムと日本との多くの違いを知りました。

また、私が今回の研修の中で、法制度の違いを端的に感じたのは、刑事裁判法廷での検察官が座る位置が違ったことでした。

日本の刑事法廷では、壇上に裁判官が座り、壇の下に検察官と弁護人が向かい合って座ります。ベトナムの刑事法廷では、裁判官、弁護人の座り位置は日本と同じですが、検察官は、裁判官・参審員と共に壇上に座っていました。

日本の裁判では当事者主義が取られているのに対し、ベトナムの裁判では職権主義が取られており、当然、刑事裁判における検察官の役割が違います。

そのようなことから座り位置も違うのですが、検察官として日頃法廷に立っている私は、壇上に座るベトナムの検察官を見て、正直驚きました。

そして、私は、その座り位置が、単に日本とベトナムの検察官の役割の違いだけでなく、ベトナムの方々の検察官、弁護士というものに対する意識が表れているように思い、「検察官」、「弁護士」と聞いて思い浮かぶものが私たちとベトナムの方々とは全然違うのではないかと思ったのです。

法整備支援の成果である法律や制度を相手国に根付かせるために、自国の法制度を押し付けるような方法ではなく、相手国の実情に合った法律や制度を共に考える手法を採っているのが日本の法整備支援の特色であり、それ故に高く評価されていることからすれば、被支援国との法制度の違いを理解することは、法整備支援を行う上で必要不可欠だと思います。

ただ、このような法制度の違いは、社会体制や価値観の違いに基づくものでありますから、異なる法制度を理解するには、その基となる社会体制や価値観を理解する必要があり、難しいことだと思いました。

・ 異なる法制度を説明することの難しさ

私は、ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける学生に対して日本法の講義において、日本の刑事裁判の手の説明を担当しました。

正直、裁判の手の紹介するだけの内容でしたし、検察官の仕事や役割について日本の中学生や高校生に講義をした経験も何度かあり、また、裁判員裁判も既に何回も経験していましたので、ある程度は内容を理解してもらえないかと思っていました。

しかし、結果は惨敗でした。学生たちは2年間日本語を勉強しているということでしたので、できるだけ易しい日本語で、具体的な事例を使ってイメージを持ってもらいながら、と色々工夫したつもりでしたが、途中から理解してもらえていないことをひ

しひしと感じ、嫌な汗をたくさんかきました。

異なる文化や価値観に基づく法制度を理解してもらうことは、単に刑事裁判の手の紹介するだけでも、非常に難しいものでした。

そうであれば、より難解な法概念・法制度を理解してもらうことの難しさや苦労は、いかばかりだろうかと思いました。

・ 言葉の壁

今回のベトナムにおける研修では、日本語・ベトナム語の通訳人に付いてもらいましたが、法律や法制度に関する会話を通訳することは非常に難しいようで、残念ながらその正確性に疑問を持たざるを得ないこともしばしばありました。

異なる法制度を理解し、理解してもらうことが必要な法整備支援において、ベトナム語・日本語を使えるだけでなくベトナムの法制度・日本の法制度の知識をも有している通訳人がベストなのでしょうが、現状、そのような通訳人を見つけることは困難で、西岡チーフアドバイザーは、通訳人の通訳の誤りを訂正できるほどにベトナム語を習得され、カウンターパートとのやりとりを通訳人を介さずにされておられました。

また、ハノイ法科大学日本法教育研究センターでの日本法の講義においても、私が易しい日本語を使って説明しているつもりでも、やはり学生には難しいようでした。

言うまでもなく、コミュニケーションにおいて言葉は必須ですから、やはり言葉の壁を感じざるを得ませんでした。

2 法整備支援の意義

・ 「それでも法整備支援って・・・」

私は、法整備支援の難しさやそれに取り組みされている長期専門家の方々のすごさを目の当たりにして、完全に圧倒され、ベトナムから帰国しました。

ただ、研修が終了して日が経つにつれて、「法整備支援って、本当に大変そうだけど、それでも・・・」と思うようになりました。

・ 法整備支援の意義深さ

私がこの研修を通じて、法整備支援の難しさと共に、とても強く印象に残ったことは、日本の法整備支援が本当に高い評価を得ているということでした。

技術協力がその完成型が形に現れないことや相手方の要請と日本側が有るべきと考える支援内容の合致が難しいことから ODA の二国間援助の中でも成果を上げにくい中、ベトナムにおける法整備支援は、1996 年から現在まで続いており、JICA の活動の中でも屈指の評価の高い活動であるそうでした。

また、ベトナムで表敬訪問させていただいた各カウンターパートの方々も、日本の法整備支援を高く評価され、今後の法整備支援についても、非常に期待を寄せられていました。例えば、司法省では今後 5 年間で 120~130 の法律を制定する予定があり、その制定作業への日本からの援助を期待されており、最高検察院では、検察官の捜査能力向上等についての協力を、弁護士連合会では、弁護士過疎問題解決についての協力を、それぞれ求められていました。

相手国の実情に合った法律や制度を共に考える手法が法整備支援を実効的なものに行っていることと同時に、これまでベトナムの法整備支援に関わられた方々、そして、現在長期専門家としてベトナムで法整備支援を担当されている方々の並々ならぬ努力の成果であることを強く感じました。

西岡チーフアドバイザーは、法整備支援において、長期専門家は、自分がカウンターパートに必要とされるためにどうしないといけないかを常に考え、レベルアップを図っていかなければならないと話されておられ、実際、私が研修させていただいた短い期間の中でも、西岡チーフアドバイザーのベトナム語の堪能さ、日本及びベトナムの法律的な知識・理解の深さには本当に驚かされましたし、各カウンターパートへの表敬訪問や食事会でとても細やかな気配りをされるなど、各カウンターパートとの良好な関係の維持発展に心を砕かれるお姿も印象的でした。

JICA ベトナム事務所の松永次長が、「技術協力は、“顔が見える支援”である」と話されていたのですが、まさにこういうことかと思いました。

また、引率して下さった中村教官は、各表敬訪問先において、日本からの訪問団の団長であり、そのご発言等から、カウンターパートに対して日本の機関の代表として接されることの重責を感じました。

そのような西岡チーフアドバイザーや中村教官のお姿に圧倒された次第ですが、少し時間が経って、なぜ、そこまで法整備支援に尽力されるのだろうかかと考えるようになりました。

法整備支援の目的については、色々と考え方があさるようで、例えばアメリカは、自国の国民の利益のために他国に法整備支援を行っているそうです。確かに、ベトナムの法整備支援を日本企業が進出するための基盤作りと考えることもできます。

森永教官は、ご講義の中で、法整備支援について、国際社会の中で払うべき参加料の 1 つ、義務と考えられているとお話しされました。国際社会の一員である日本にとって、当然すべき国際社会への貢献の 1 つであるということなのだと理解しました。

私は、これまで約 10 年間、検察官として捜査公判業務を行ってきました。自分が検察官を志望した理由の 1 つに社会貢献がありましたし、これまでの職務において、ささやかながらも社会に貢献しているのだということを支えに務めてきたところもありました。

しかし、私は、自分の任地への社会貢献、ひいては日本の社会への貢献ということを思っはいましたが、国際社会への貢献を考えたことがありませんでした。

数々の困難を打破してベトナムの法整備支援に尽力されて国際社会に貢献されている方々のことを純粋に“すごい”と思うと同時に、法律に携わる者だからこそできる国際社会への貢献があるのだ、そうであれば、検察官の端くれとして、自分も何かできること、すべきことがあるのではないかと考えるよ

うになっています。

第5 おわりに

今回の研修に参加させていただき、私は、異なる社会体制のベトナムの法制度を知ることで、日本の法制度が単に日本がそれを採用したに過ぎないものであることを、単なる知識ではなく実感することができました。特に、ベトナムの刑事裁判傍聴は、当事者主義・職権主義の違いを体験でき、大変興味深く、貴重な機会でした。

また、今回の研修で、法律に携わる者だからこそできる国際協力の意義深さ、その役割の大きさを知り、その難しさを垣間見ることができたと思います。

そして、自己の法律的な能力はもちろん、語学力・コミュニケーション能力を含めた総合的な人間力をアップするために、常日頃研鑽を積む必要性を、改めて強く認識することができました。

短期間の研修ではありましたが、充実した日程を組んでいただいたおかげで、本当にたくさんのことを学ばせていただきました。

国際協力部で大変貴重な講義を聴かせて下さった森永教官、松原教官、そして、至らない私を引率して下さった中村教官、権瓶統括専門官、さらに、私たちの研修のために非常に尽力くださった JICA ベトナム事務所のスタッフの方々、特に、西岡チーフアドバイザー、そして、業務調整員の寺本さんに、深い感謝と尊敬の念を禁じ得ません。心より感謝いたします。

最後に、私を気持ちよく研修に送り出して下さった岡山地方検察庁の皆様に、心より感謝いたします。